

平成 20 年度から実施される児童扶養手当の支給制限（一部支給停止措置）についてのお知らせ

平成 14 年度の児童扶養手当法一部改正により、平成 20 年 4 月 1 日から下記のとおり、一部支給停止措置（支給額の 2 分の 1）が実施されます。対象となる方は、平成 20 年 3 月末日において、児童扶養手当の受給から 5 年を経過する等（下記 1. を参照）の要件該当者です。但し、この措置が適用されない事由に該当する場合は、「児童扶養手当一部支給停止適用除外届出書」（以下、「適用除外届出書」という。）を記入のうえ、必要書類を添付して提出していただければ、一部支給停止措置は適用されません。

対象となる上記の要件該当者（所得限度額超過等により、現在、手当が全部支給停止の制限を受けている方を除く。）の方へは、「適用除外届出書」等の必要書類と「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」を同封しておりますので、詳細をご確認ください。「適用除外届出書」等の書類は、児童扶養手当の受給から 5 年を経過する等の要件該当年月以降も引き続き適用除外事由に該当している場合は、毎年 8 月の現況届の際に提出していただくことになります。現況届時の提出は、手当が全部支給停止の制限を受けている方も含みます。

また、平成 20 年 4 月以降において、児童扶養手当の受給から 5 年を経過する等の要件に該当される方へは、該当月の 2 か月程度前に個別に通知いたします。

記

1. 一部支給停止措置適用の時期

児童扶養手当の支給開始月（*）の初日から起算して 5 年（認定請求・額改定請求をした日において 3 歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が 3 歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して 5 年を経過したとき）または、手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して 7 年を経過したとき。のいずれか早く到達する方を適用。

（*）手当額が全部支給停止または一部支給停止の制限を受けて認定された場合であっても、支給開始月は、原則として認定請求・額改定請求をした日の翌月となります。

2. 適用除外事由（および必要書類）

- (1) 就業している。（雇用証明書・給料明細書等）
- (2) 求職活動等の自立を図るための活動をしている。（当該申立書に加え、求職活動等の状況が明らかにできる書類など）
- (3) 身体上又は精神上の障害がある。（障害者手帳等の写し又は医師の診断書等）
- (4) 負傷又は疾病等により就業することが困難である。（医師の診断書等）
- (5) あなたが監護する児童又は親族が障害、負傷、疾病、要介護状態等にあり、あなたが介護する必要があるため、就業することが困難である。（要介護者の障害者手帳等の写し又は医師の診断書等に加え、あなたが介護を行わなければならない事情を明らかにできる民生委員の証明など）

3. 2. の適用除外事由のどれにも該当しない場合

求職活動等の相談のため、窓口来庁をお願いすることになります。

4. その他

生活保護受給中の方で、2 の（ ）内の必要書類を生活保護担当に提出している場合や、求職活動状況等を報告している場合は、下記担当までご相談ください。

5. 提出していただく必要書類の詳細等、ご不明な点は、お問合せください。